組合立静岡県中部看護専門学校関係者評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　組合立静岡県中部看護専門学校は、組合立静岡県中部看護専門学校自己点検・自己評価委員会要綱（平成27年４月１日施行）による学校に係る自己点検・自己評価（以下「自己点検・自己評価」という。）の結果について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取するとともに、保護者等の意見を把握し、もって同校の教育活動及び学校運営の改善を図るため、組合立静岡県中部看護専門学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）自己点検・自己評価の結果について必要な意見交換を行うこと。

（２）前号に掲げるもののほか、校長が必要あると認める事項

（組織）

第３条　評価委員会は、委員８人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから校長が委嘱し、又は任命する。

（１）焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の職員

（２）看護分野に関し知見を有する団体の役員

（３）組合立静岡県中部看護専門学校の保護者又は卒業生

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条　評価委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、評価委員会の会務を総理し、会議を代表する。

４　委員長は、評価委員会の議長となる。

（会議）

第６条　評価委員会の会議は、委員長が招集する。

２　評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

３　評価委員会の会議は、年３回開催する。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　評価委員会の庶務は庶務課において処理する。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。